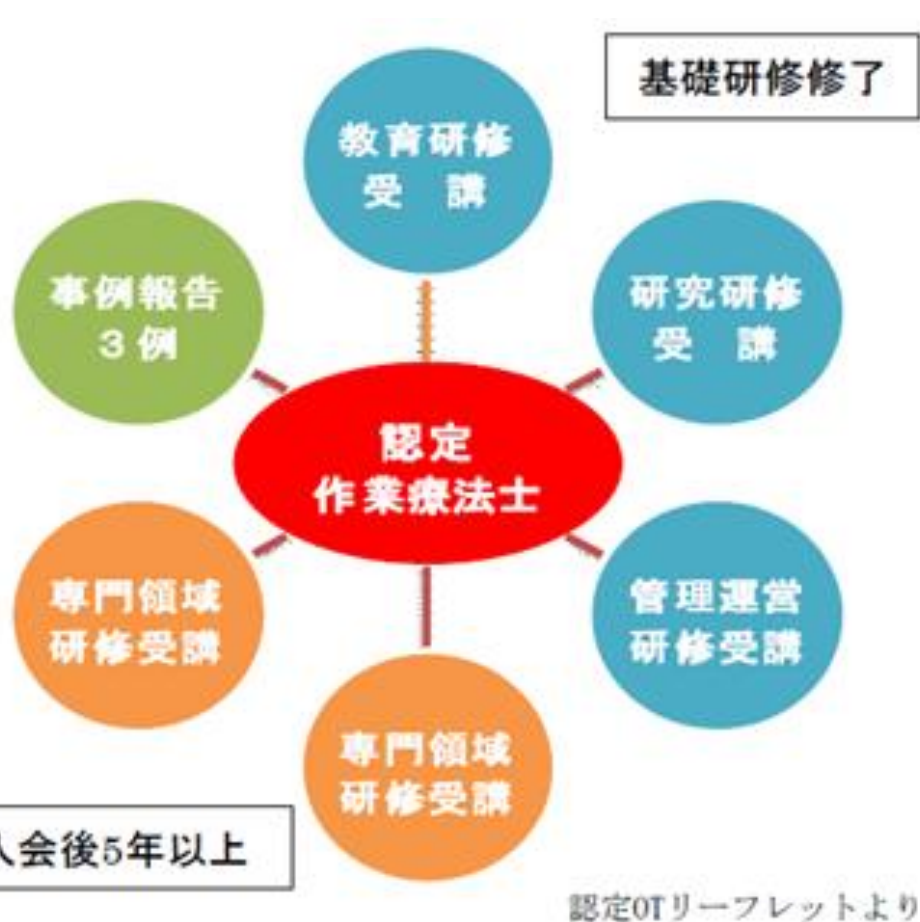


# 認定作業療法士制度

認定作業療法士を目指す

# 認定作業療法士になるには



日本作業療法士協会に入会後5年以上の臨床経験を積み、生涯教育基礎研修を修了していることが前提条件となる。

その後、認定作業療法士取得共通研修（教育・研究・管理運営）を3講座、認定作業療法士取得選択研修を2講座以上受講し、修了試験に合格するとともに、事例報告登録制度により、3事例以上の事例報告を行うことが必要である。

# 認定作業療法士取得研修について

認定作業療法士取得研修は、教育、研究及び管理運営に関する一定の能力を修得し、優れた臨床実践力および作業療法技術の伝達能力を備えた「認定作業療法士」になるための研修である。

「認定作業療法士共通研修」である「教育」「研究」「管理運営」の3講座と、「認定作業療法士選択研修」のうち2講座以上を受講し、講座ごとに行う修了試験に合格することで修了となる。

\* 各研修会の開催情報は、日本作業療法士協会HPにて確認できる。

<https://www.jaot.or.jp/kenshuukai/>

\* 生涯教育基礎研修修了が、認定作業療法士取得研修受講の条件であるが、**認定作業療法士選択研修**は、**現職者研修**が修了し（現職者共通 & 選択研修が修了。つまり、基礎ポイントは50ポイント取得できていなくても）、**作業療法士実務経験**が5年以上経過していれば、**受講することができる。**

# 認定作業療法士取得についての諸注意

取得要件は、

- ① 「認定作業療法士取得共通研修」 3講座と、「認定作業療法士選択研修」のうち2講座以上を受講し、講座ごとの修了試験に合格すること。
- ② 協会の事例報告登録制度等を利用して、3事例を報告すること。  
\* ただし②は、置き換え要件あり。 ⇒ 次ページ以降参照

認定作業療法士を目指すものは、基礎研修修了証の有効期限内（5年以内）に、上記①②を満たし、協会へ申請する。

有効期限内に取得できない場合は、基礎研修の更新申請を行う必要がある。  
また、都道府県士会に所属していることも必要条件である。

# 臨床実践能力を示す要件 事例報告等について

# 事例報告 3事例の置き換え要件について

認定作業療法士取得要件である **事例報告3事例**は、以下の 6つの方法がある。

- 1) 協会の事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 3事例あること。
- 2) 協会の事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 2事例あり、「別表②」に定める範囲での報告が 1例あること。
- 3) 協会の事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 1事例あり、「別表②」に定める範囲での報告が 2例あること。
- 4) 2例までを「別表②」に定める範囲で報告し、臨床実践能力査定試験に合格すること。
- 5) 2例までを「別表②」に定める範囲で報告し、臨床実践報告書を（別に作成するフォーマットを使用し、認定作業療法士の指導を受けた報告書）5事例をまとめること。
- 6) 2例までを「別表②」に定める範囲で報告し、他団体の学会等の認定資格の内、認定に事例報告が要件となっている資格を 1つ以上取得していること。

\* 別表②は、次ページ参照

\* 4)～6)は、2018改定により、新たに追加された要件である。

## 別表②

ア. 日本作業療法士協会事例報告登録制度への登録

イ. 以下の学会誌・学術誌への掲載

- ・ 作業療法
- ・ WFOT 加盟国発行の学術誌
- ・ 日本作業療法学会
- ・ 作業療法やリハビリテーションに関連のある国際学会  
( WFOT 学会、APOTC 学会など )
- ・ ISBN / ISSN に登録された、都道府県作業療法士会発行の学術誌
- ・ ISBN / ISSN に登録された、他団体や SIG の発行する学術誌
- ・ ISBN / ISSN に登録された、その他関連する書籍  
( ジャーナル ) など



# 事例報告 3事例の置き換え要件の具体例

	可						不可	
事例報告登録制度	3事例	2事例	1事例	2事例	1事例	...	1事例	...
臨床実践能力試験	...	...	...	どれか1つ	どれか1つ	どれか1つ	どれか2つ	どれか2つ
臨床実践報告 5例	...	...	...					
他団体・SIG 資格認定	...	...	...					
別表②のイ.	...	1つ	2つ	...	1つ	2つ	...	1つ

# 認定作業療法士

新規申請 ・ 更新申請

# 認定作業療法士 新規申請について

認定作業療法士  
取得共通研修  
3 講座

認定作業療法士  
取得選択研修  
2 講座

事例報告等  
3 例

生涯教育制度  
基礎研修修了の  
有効期限内

上記 4 項目の条件をすべて満たしていることが条件である。

さらに、日本作業療法士協会正会員かつ都道府県作業療法士会員であること、作業療法士免許取得後、**臨床実践経験が通算 5 年以上あること**も申請の条件となる。

条件を満たしたら、申請が可能となる。 ＊ 詳細は協会 HP を参照

本人からの申請に基づき、理事会で承認されると、5 年間の有効期限を記した認定作業療法士認定証が交付される。

# 認定作業療法士 更新申請について

認定作業療法士の有効期限（5年）以内に、下表の認定作業療法士更新要件を満たした時に、更新申請を行うことができる。

申請に対し、協会からは新たに **5年間**（3回目からは10年間）の有効期限を示した認定作業療法士認定証が交付される。

要件の項目	更新要件	
① 基礎研修ポイント	1ポイントを 1 np として 25 np 以上	各要件 25 np 以上 合計 100 np 以上
② 実践報告	1回を 25 np として 25 np 以上	
③ 後輩育成経験	1回につき 5 np として	
④ 社会的貢献	併せて 25 np 以上	

\* np は 認定作業療法士更新ポイントのこと

\* 詳細は、日本作業療法士協会 HP を 参照

# 更新申請時の諸注意

認定作業療法士の有効期限は 5 年間であるが、認定期間（5年間）の終了後も、更新期間の猶予は 2 年間あり、猶予期間中であれば更新要件での更新申請が可能である。

ただし、この期間は認定作業療法士資格は**停止扱い**となる。

猶予期間 2 年を過ぎると、基礎研修の段階から認定作業療法士の再取得を始めるか、認定作業療法士の再認定試験（有料、隔年実施）を受けることとなる。

なお、育児、出産、病気などを事由として期間延長手続きを取ることができる。